福業第0128001号 平成23年 1月28日

都道府県 各 指定都市 民生主管部(局)長 殿 中 核 市

> 独立行政法人福祉医療機構 福祉貸付部長

平成23年度福祉貸付事業における予算措置及び 「福祉貸付事業行政担当者説明会」の開催について

当機構の福祉貸付事業の実施につきましては、平素より格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成23年度政府予算(案)の決定に伴い、平成23年度における福祉貸付事業の貸付事業枠、貸付条件等につきましては、別紙1のとおり予定しておりますので取り急ぎご案内申し上げます。

つきましては、管内市区町村、関係機関及び法人等事業者に対しましても、ご周 知、ご指導くださいますようお願い申し上げます。

また、平成23年度福祉貸付事業の具体的な取扱方針につきましては後日ご案内することとしておりますが、円滑な貸付業務の実施を期する観点から、別紙2のとおり当該方針に係る説明会を開催いたします。

社会福祉施設整備が昨年度に比し大幅に増加している中、来年度の貸付事業枠への影響や、特別養護老人ホーム等の償還期間等の延長等、福祉貸付事業実施にあたっての重要事項を説明させていただく予定としておりますので、年度末の業務ご多忙の折恐縮ではございますが、貴部(局)関係課担当者のご出席につきまして、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

おって、平成23年度における福祉貸付事業の実施にあたり、今後、借入申込予 定額等について調査する予定としておりますので、何卒ご協力を賜りますようお願 い申し上げます。

> ※本通知は、福祉医療機構ホームページにも掲載しております。 http://hp.wam.go.jp/

平成23年度福祉貸付事業における予算措置の概要について

1 貸付事業枠

平成23年度の福祉貸付事業における事業枠及び資金枠については次のとおり 確保しております。

> 貸付契約額 1,715億円 資金交付額 1,526億円

2 貸付条件の改定

平成23年度の福祉貸付事業においては、次のとおり貸付条件の改定(平成22年度以前からの継続措置を含む。)を行うこととしておりますのであらかじめご了知のうえ、管内市区町村、関係機関及び法人等事業者に対しご周知くださいますようお願いいたします。

(1) 木材利用による施設整備及びエネルギー効率が高い設備整備などエコ対策に 係る融資率の優遇措置

地球温暖化対策を推進する観点から、木材の利用による木造施設の整備、再 生可能エネルギーの利用及びエネルギー効率の高い設備の整備を行う場合に次 表のとおり融資率の優遇措置を行います。

| 区分 | [通常] | [該当の整備事業] |
|-----|--------|-------------|
| 融資率 | 70~90% | 90% |

【対象資金】

- ① 建築物の構造が木造(耐火建築物又は準耐火建築物)の場合の「建築資金」
- ② 再生可能エネルギー(太陽光発電装置や風力発電装置等)の利用又はエネルギー効率の高い設備(蓄熱システムやヒートポンプ熱源装置)を採用している場合の「設備備品整備資金」

(2) 一般財源化された老朽施設の改築整備に係る融資率の優遇措置

養護老人ホーム、広域型特別養護老人ホーム及び広域型ケアハウスの老朽施設の改築整備を行う場合に次表のとおり融資率の優遇措置を行います。

| 区分 | [通常] | [該当の整備事業] |
|-----|--------|-------------|
| 融資率 | 75~80% | 90% |

(3) 償還期間等の延長

社会福祉事業施設のなかで特に整備費が高額となる傾向がある特別養護老人ホーム、養護老人ホーム及びケアハウスにつき、建物の耐用年数を踏まえ耐火構造の場合に限り、償還期間を「20年以内」または「25年以内」から、「30年以内」に延長します。

あわせて、据置期間を「2年以内」または「3年以内」から、「3年以内」に 延長します。

(4) 災害時等の一時的な資金需要に対する経営資金の融資制度の創設

地震や水害など災害の発生や、新型インフルエンザの感染発生などにより施設を休業した場合などの有事における一時的な資金需要に対する経営資金の融資制度を次表のとおり創設します。

| 区 分 | [内容] |
|------|-------------------------------|
| 対象施設 | 災害が発生した場合に設置・整備資金の対象となる社会福祉施設 |
| 償還期間 | 10年以内 |
| 据置期間 | 1年以内 |
| 貸付利率 | 財投金利(5年)と同率 |

(5) 待機児童の早急な解消を図るための保育所・放課後児童クラブの整備に係る 融資条件の緩和の延長(継続)

保育所及び放課後児童クラブの融資率について、平成23から26年度まで90%とします。

(6) 母子生活支援施設の整備と併せてDV被害者を一時保護するための居室を整備する場合の融資率の引き上げ

母子生活支援施設の一時保護委託のための居室を本体整備と併せて行った場合について、次表のとおり融資率の優遇措置を行います。

| 区分 | [通常] | [該当の整備事業] |
|-----|-------|-------------|
| 融資率 | 7 5 % | 80% |

(7) 障害者グループホーム・ケアホームの融資の相手方の拡大

障害者のグループホーム・ケアホームの整備における融資の相手方について、NPO法人及び営利法人を追加します。

(8) アスベスト対策事業に係る優遇措置(継続)

アスベスト対策事業への貸付けについては、次表のとおり優遇措置を行います。 なお、制度の適用期間については、平成23年度限りとします。

| 区分 | [通常] | [該当の整備事業] |
|------|------------------------------|-----------------------|
| 融資率 | 7 0 % | 75% |
| | 7 5 % | 80% |
| | (障害者自立支援法に係る旧法関連施設、基盤整備促進法に基 | |
| | づく有料老人ホーム、高齢者総合福祉センター、在宅介護サー | |
| | ビスセンターは「70%」→「80%」) | |
| | (80%のものは変更なし) | |
| 貸付利率 | 財投金利+0.1% | 財投金利+0.05% |
| | 財投金利+0.2% | 財投金利+0.1% |
| | 財投金利+0.5% | 財投金利+0.1% |
| | (財投金利と同じ | ーーーーーーーーー ものは変更なし) |

(9) 老朽民間社会福祉施設整備計画の延長に伴う無利子貸付の措置期間の延長 (継続)

国において、老朽民間社会福祉施設整備は、平成23年度以降も5か年計画により計画的に整備を図ることとしています。

機構の融資においても、既に無利子貸付としているところですが、国において上記の措置を講じることから、これに併せて無利子貸付の措置期間を平成23年度から平成27年度まで引き続き5年間延長します。

(10)地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備計画の延長に伴う無利子貸付の措置期間の延長(継続)

国において、地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転については、地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設につき、当該危険区域外へ移転する事業について、平成23年度以降も5か年計画により計画的に整備を図ることとしています。

機構の融資においても、既に無利子貸付としているところですが、国において上記の措置を講じることから、これに併せて無利子貸付の措置期間を平成23年度から平成27年度まで5年間延長します。

(11) 地震防災対策のための改築又は改修事業等に係る融資率の引き上げ(継続)

(地震防災対策関係)

地震防災対策事業については、以下の施設につき次表のとおり融資率の優遇措置を行います。

乳児院、知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、救護施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、障害者支援施設

| 区分 | [通常] | [該当の整備事業] |
|-----|-------|-------------|
| 融資率 | 7 5 % | 80% |

(災害復旧整備)

災害復旧のための整備事業については、以下の施設につき次表のとおり融資率の優遇措置を行います。

社会福祉事業施設等(軽費老人ホームA型、B型)を含む)

| 区 分 | [通常] | [該当の整備事業] |
|-----|-------|-------------|
| 融資率 | 7 5 % | 90% |

障害者自立支援法に係る旧法関連施設、基盤整備促進法に基づく有料老人ホーム、高齢者総合福祉センター、在宅介護サービスセンター、特定有料老人ホーム、通所施設、在宅サービス事業

| 区分 | [通常] | [該当の整備事業] |
|-----|-------|-------------|
| 融資率 | 7 0 % | 90% |

(12) 融資対象から除外

児童遊園及び社会福祉事業施設の職員宿舎については、融資対象から除外します。

(13)融資率の見直し

①融資率の引き下げ

身体障害者福祉センター、盲人ホーム、障害者生活支援センター、地域福祉センター、母子福祉センター、母子休養ホーム、補装具製作施設及び盲導犬訓練施設の施設整備に係る融資については、融資率を「75%」から「70%」に引き下げます。

②融資率の引き下げ

障害者自立支援法における経過措置期間中の障害者関係施設について、同法に 規定する新体系施設への移行を伴わない施設整備に係る融資については、融資率 を「70%」から「50%」に引き下げます。

※ ただし、上記①及び②の融資率の取扱いは、災害復旧事業、アスベスト対策 事業、耐震化基金事業及び障害者の就労支援事業の推進に係るものを除きま す。

(省略)